

【大阪市】 端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	162,357	162,357	162,357	162,357	162,357
② 予備機を含む 整備上限台数	186,710	186,710	35,622	8,481	8,481
③ 整備台数 (予備機除く)	0	139,897	15,085	0	7,375
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	139,897	15,085	0	7,375
⑤ 累積更新率	0.0%	86.2%	95.5%	95.5%	100.0%
⑥ 予備機整備台数	0	11,191	12,056	0	1,106
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	11,191	12,056	0	1,106
⑧ 予備機整備率	0.0%	8.0%	15.0%	15.0%	15.0%

（端末の整備・更新の考え方）

令和２年度以降に整備した端末を４年間運用（令和２年度導入端末は５年間）することを前提として、順次更新を行っていく。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数	計 189,706 台	うち令和2年度分	159,888 台
		うち令和4年度整備	22,443 台
		うち令和5年度整備	650 台
		うち令和6年度整備	6,725 台

※この間の故障実績から、端末の損耗率が高く、日常的な利活用に支障が出かねない状況にあるため、4年間の活用した後、更新を行う

○処分方法（令和8年度末時点）

- ・令和2年度に調達した159,888台のうち、一部再使用が可能なものを除き、小型家電リサイクル法の認定事業者に再使用・再資源化を委託。

(うち 100 台は令和 6 年度に委託済み)

※令和4年度以降に調達した端末（計29,818台）は、故障状況を鑑みて方針を検討

○スケジュール

- ・令和7年度中 本市立全小中学校が令和7年度更新端末の運用を開始
- ・令和8年4～7月 処分事業者の選定
- ・令和8年8月～令和9年3月 事業者への引き渡し

※①～⑧は未到来年度等にあつては推定値